

電力に関するインドネシア共和国法律 2009 年 号
(新電力法)

唯一神のご加護のもとにインドネシア共和国大統領は、

- a. 国家開発は、パンチャシラと 1945 年憲法に基づき、公平かつ物質的・精神的に均等かつ繁栄した国民の実現を目的としていること、
- b. 電力は国家開発の目的の実現を推し進める上で、重要な役割を担っており、電力供給事業は、国家が支配し、十分に均等かつ良質な電力を確保するために、開発の進展と並行してその供給を引き続き高めていく必要があること、
- c. 電力供給が資本・技術集約型であり、社会的、民族的、国家的な生活パラダイムにおける民主化、地方自治の原則と並行して、地方政府と国民の電力供給における役割を高めていく必要があること、
- d. 電力は有益だけでなく危険でもあるため、その供給と利用は、電力安全規定に配慮しなければならないこと、
- e. 電力に関する法律 1985 年 15 号が国民生活の状況の発展ニーズと変化にそぐわないものとなっているため、新たな法律に替える必要があること、
- f. 上記 a,b,c,d,e を考慮し、電力に関する法律を策定する必要があること、

を考慮し、1945 年憲法第 5 条 (1) 項、第 18 条、第 20 条 (1) 項、第 33 条を鑑み、インドネシア共和国国民議会とインドネシア共和国大統領の承認のもと以下を決定した：

第 1 章 総則

第 1 条

本法律の中で、

1. 電力事項とは、電力供給・利用および電力サポート事業に関連するあらゆる事項のことである。
2. 電力とは、あらゆる目的のために発電され、送電および配電される二次エネルギーのことであり、コミュニケーション、エレクトロニクス、シグナルを含まないものことである。
3. 電力供給事業とは、発電、送電、配電、需要家への電力販売を含む電力の調達のことである。
4. 発電とは、電力を生産する活動のことである。
5. 送電とは、発電から配電システム又は需要家への電力供給又はシステム間の電力供給のことである。

6. 配電とは、送電システム又は発電システムから需要家への電力の配給のことである。
7. 需要家とは、電力供給事業許可保持者から電力を購入する者又は団体のことである。
8. 電力販売事業とは、需要家に電力を販売する事業活動のことである。
9. 電力総合計画とは、電力需要を満たすために必要な発電、送電、配電分野を含む、電力供給システム開発計画のことである。
10. 電力供給事業許可とは、公共利益のために電力供給事業を実施するための許可のことである。
11. 操業許可とは自家用の電力供給を行うための許可のことである。
12. 事業地域とは、電力供給事業許可保持者が配電、及び/又は電力販売事業を行うために政府が定めた地域のことである。
13. 地権の補償とは、土地とそれに付随する建物、樹木、及び/又はその他の物の地権の放棄や引渡しに対し補償することである。
14. 賠償とは、地権の放棄や引渡しをすることなく、電力開発のために間接的に利用するために、土地とそれに付随する建物、樹木、及び/又はその他の物に対する権利保持者に対し、金銭を供与することである。
15. 中央政府とは、1945年憲法に規定のインドネシア共和国政府の権限を保持する大統領のことであり、以後、政府と称する。
16. 地方政府とは、地方執政機関の実施者としての州知事、県知事あるいは市長および地方機関のことである。
17. 大臣とは、電力分野を管轄する大臣である。
18. 各人とは、個人或いは法人・非法人形態の団体のことである。

第2章 原則と目的

第2条

- (1) 電力開発の原則は：
 - a. 有益性
 - b. 公平な効率性
 - c. 持続性
 - d. エネルギー資源利用における経済的最適化
 - e. 自己能力への信頼
 - f. 健全な事業規範
 - g. 安全と安心
 - h. 環境機能の保護、及び
 - i. 地方自治

- (2) 電力開発は、公平かつ平等に国民の福祉と繁栄を向上し、持続的開発の実現のために、十分な量かつ良質で妥当な価格による電力供給の実施を保証することを目的とする。

第3章 支配と事業

第1部 支配

第3条

- (1) 電力供給事業は国家が支配し、政府と地方政府が地方自治の原則に基づき、その実施を担うものとする。
- (2) (1)項に規定の電力供給事業実施において、その権限に応じ、政府と地方政府は、政策を定め、規制と監督及び電力供給事業を実施するものとする。

第2部 事業

第4条

- (1) 政府と地方政府による電力供給事業は、国有企業及び公営企業がこれを実施するものとする。
- (2) 民間事業体、協同組合、市民団体は、電力供給事業に参加できる。
- (3) 3条(1)項に規定の電力供給において、政府と地方政府は以下に向けた資金を提供する：
 - a. 貧困住民グループ
 - b. 未発展地域における電力供給設備開発
 - c. 辺境・国境地域における電力開発
 - d. 地方電化開発

第4章 管理権限

第5条

- (1) 電力分野の政府の権限は以下を含む：
 - a. 国家電力政策の制定
 - b. 電力分野の法規の制定
 - c. 電力分野の指針、基準、基準の制定
 - d. 需要家向けの電力料金設定指針の制定
 - e. 国家電力総合計画（RUKN）の制定
 - f. 事業地域の制定
 - g. 越境電力売買許可の決定
 - h. 以下の事業体に対する電力供給事業許可の制定
 1. 州をまたぐ事業地域

2. 国有企業による実施、及び
 3. 政府の定める電力供給事業許可保持者に対する電力の販売及び/或いは電力網の貸借
 - i. 設備が州をまたぐ操業許可の決定
 - j. 政府が発行する電力供給事業許可保持者の需要家向け電気料金の設定
 - k. 政府の定める電力供給事業許可保持者との電力販売価格及び電力網賃借価格の承認決定
 - l. 政府の定める操業許可保持者からの余剰電力販売承認の決定
 - m. 国有企業、或いは外国人投資家/大部分の株式を外国人投資家が保有する場合に彼らが実施する電力サポートサービス許可の決定
 - n. 政府の定める電力供給事業許可或いは操業許可保持者の所有する電力網を通信、マルチメディア、情報通信技術目的に利用するための電力網利用許可の決定
 - o. 政府の定める電力分野の許可を有する事業体の育成と監督
 - p. 電力監査官の任命、及び
 - q. 全ての行政レベルにおける電力監督官専門職の育成
 - r. 政府の定める許可を有する事業体に対する行政罰の決定
- (2) 電力分野の州政府の権限は以下を含む：
- a. 電力分野の州の地方条例の制定
 - b. 州の地方電力総合計画（RUKD）の制定
 - c. 事業地域が県/市をまたぐ事業体に対する電力供給事業許可の制定
 - d. 州政府の定める許可を有する電力販売及び/或いは電力網賃借を行う事業体に対する電力販売。電力網賃借価格の承認決定
 - e. 州政府の定める電力供給事業許可保持者の需要家向け電気料金の設定
 - f. 設備が県/市をまたぐ操業許可の決定
 - g. 州の定める操業許可保持者からの余剰電力販売承認の決定
 - h. 州政府の定める電力供給事業許可或いは操業許可保持者の所有する電力網を通信、マルチメディア、情報通信技術目的に利用するための電力網利用許可の決定
 - i. 州政府の定める電力分野の許可を有する事業体の育成と監督
 - j. 州の電力監査官の任命、及び
 - k. 州政府の定める許可を有する事業体に対する行政罰の決定
- (3) 電力分野の県/市政府の権限は以下を含む：
- a. 電力分野の県/市の地方条例の制定
 - b. 県/市の地方電力総合計画（RUKD）の制定
 - c. 事業地域が県/市内にある事業体に対する電力供給事業許可の制定

- d. 県/市政府の定める許可を有する電力販売及び/或いは電力網賃借を行う事業体に対する電力販売。電力網賃借価格の承認決定
- e. 県/市政府の定める電力供給事業許可保持者の需要家向け電気料金の設定
- f. 設備が県/市内にある操業許可の決定
- g. 州の定める操業許可保持者からの余剰電力販売承認の決定
- h. 大部分の株式を国内投資家が保有する事業体向けの電力サポートサービス事業許可の決定
- i. 県/市政府の定める電力供給事業許可或いは操業許可保持者の所有する電力網を通信、マルチメディア、情報通信技術目的に利用するための電力網利用許可の決定
- j. 県/市政府の定める電力分野の許可を有する事業体の育成と監督
- k. 県/市の電力監査官の任命、及び
- l. 県/市政府の定める許可を有する事業体に対する行政罰の決定

第5章 一次エネルギー源利用

第6条

- (1) 国内及び/又は国外に由来する一次エネルギー資源は、持続的電力供給を保障するため、国家エネルギー政策に基づき、最大限利用されなければならない。
- (2) (1)項に規定の一次エネルギー源利用は、新・再生可能エネルギーを優先すること。
- (3) (1)項に規定の国内にある一次エネルギー源利用は国内の電力利害を優先する。

第6章 国家電力総合計画

第7条

- (1) 国家電力総合計画は、国家エネルギー政策に基づき策定し、インドネシア共和国国民議会との相談の上、政府がこれを定める。
- (2) (1)項に規定の国家電力総合計画は、地方政府の参加のもと、策定する。
- (3) 地方電力総合計画は、国家電力総合計画に基づき策定し、地方国民議会との相談の上、地方政府がこれを定める。
- (4) (1)項と(3)項に規定の電力総合計画策定指針は大臣が定める。

第7章 電力事業

第1部 全般

第 8 条

電力事業は、以下から構成される。

- a. 電力供給事業、及び
- b. 電力サポート事業

第 2 部 電力供給事業

第 9 条

- (1) 第 8 条 a の電力供給事業は、以下から構成される。
 - a. 公共向け電力供給事業
 - b. 自家用の電力供給事業

第 10 条

- (1) 第 9 条 a に規定の公共向け電力供給事業は以下の業種を含むことができる：
 - a. 発電
 - b. 送電
 - c. 配電、及び/或いは
 - d. 電力販売
- (2) (1)項に規定の公共向け電力供給事業は、統合的に実施できる。
- (3) 第 9 条 b に規定の公共向けの電力供給事業は、1 つの事業地域において 1 つの事業者が実施する。
- (4) (3)項に規定の事業地域の制限は、配電及び/或いは電力販売に限った公共向け電力供給事業にも適用される。
- (5) (3)項と(4)項に規定の事業地域は、政府が定める。

第 11 条

- (1) 第 10 条(1)項に規定の公共向け電力供給事業は、電力供給分野の事業を行う国有企業、公営企業、民間事業者、協同組合、市民団体が実施できる。
- (2) (1)項に規定の電力供給分野の国有企業は、公共向け電力供給事業実施のための優先権を得る。
- (3) 電力サービスがまだない地域向けに、その権限に応じ、政府或いは地方政府は、公営企業、民間事業者、或いは協同組合に対し、統合的電力供給事業実施者としての機会を与える。
- (4) 当該地域において電力供給を行うことのできる公営企業、民間事業者、或いは協同組合がない場合、政府は電力供給を行うために、国有企業にこれを委任することが義務付けられる。

第 12 条

第 9 条 b に規定の自家用の電力供給事業は、以下から構成できる：

- a. 発電
- b. 発電と配電、或いは
- c. 発電、送電、配電

第 13 条

第 12 条に規定の自家用の電力供給事業は、政府、地方政府、国有企業、公営企業、民間事業体、協同組合、個人、その他機関/事業体がこれを実施できる。

第 14 条

第 9 条から 13 条までに規定の電力供給事業に関する詳細規定は、政令で定める。

第 3 部 電力サポート事業

第 15 条

第 8 条 b に規定の電力サポート事業は以下から構成される：

- a. 電力サポートサービス事業、及び
- b. 電力サポート産業

第 16 条

(1) 第 15 条 a に規定の電力サポート事業は以下を含むものとする：

- c. 電力供給設備分野のコンサルティング
- d. 電力供給設備の建設と据付
- e. 電力設備の検査と試験
- f. 電力設備の操業
- g. 電力設備のメンテナンス
- h. 研究開発
- i. 研修
- j. 電気器具・電気製品試験ラボ
- k. 電気器具・電気製品認証
- l. 電気技術者能力認証、又は
- m. 電力供給に直接関連のあるその他のサービス事業

(2) (1)項に規定の電力サポートサービス事業は、法規に基づき認証、分類、資格を有する国有企業、公営企業、民間事業体、及び協同組合が実施する。

(3) 電力サポートサービス事業を実施する国有企業、公営企業、民間事業体、及び協同組合は、国産品と国内のポテンシャルを優先すること。

(4) 電力サポートサービス事業実施者の認証、分類、資格に関する詳細は、政令で定める。

第 17 条

- (1) 第 15 条 b 項に規定の電力サポート産業は以下を含むものとする：
- a. 電気器具産業、及び/又は
 - b. 電気製品産業
- (2) (1)項に規定の電力サポート産業は、国有企業、公営企業、民間事業体、及び協同組合が実施する。
- (3) 電力サポート産業を行う国有企業、公営企業、民間事業体、及び協同組合は国産品と国内ポテンシャルを優先すること。
- (4) (1)項に規定の電力サポート産業活動は、法規に基づき、実施される。

第 8 章 許認可 第 1 部 全般

第 18 条

第 8 条に規定の電力供給事業と電力サポート事業は、事業許可を取得後にこれを実施する。

第 2 部 電力供給事業許可と操業許可

第 29 条

- (1) 電力供給事業許可は、以下から構成される：
- a. 電力供給事業許可、及び
 - b. 操業許可
- (2) 電力供給を行う各人は、電力供給事業許可を有することが義務付けられている。

第 20 条

第 19 条 a に規定の電力供給事業許可は、第 10 条(1)項に規定の業種に基づき定められる。

第 21 条

その権限に応じ、政府或いは地方政府は電力供給事業許可を定める。

第 22 条

第 19 条(1)項 b に規定の操業許可は、大臣規程で定められる特定容量の電源に義務付けられる。

第 23 条

- (1) 第 22 条に規定の操業許可は、その権限に応じ、政府或いは地方政府が定める。
- (2) (1)項に規定の操業許可は、事務、技術、環境要件を満たした後に定められる。

(3) 操業許可保持者は、その権限に応じ、政府或いは地方政府から承認を受けた後、公共向けの利用のために余剰電力を販売できる。

第 24 条

電力供給事業許可と操業許可に関する詳細規定は、政令で定める。

第 3 部 電力サポート事業許可

第 25 条

- (1) 第 15 条 a と第 16 条(2)項に規定電力サポートサービス事業は、その権限に応じ、政府或いは地方政府から電力サポート事業許可を取得後、実施される。
- (2) 電力サポートサービス事業許可及び電力サポート産業事業許可の供与は、法規に基づき実施される。

第 26 条

電力サポート事業許可に関する詳細は、政令で定める。

第 4 部 電力供給事業許可保持者の権利と義務

第 27 条

- (1) 第 10 条(1)項に規定の公共向けに電力事業を行う電力供給事業許可保持者は、以下の権利を有する：
 - a. 河川や湖の水面上或いは水面下を通過する
 - b. 海洋の水面上或いは水面下を通過する
 - c. 公道や線路を通過する
 - d. 公共或いは個人の敷地に入り、一時的に利用する
 - e. 土地の利用と地上・地下を通過する
 - f. 地上・地下に建設された建物の上或いは下を通過する
 - g. 障害となる樹木を切る及び/或いは切り倒す
- (2) (1)項に規定の活動を行う際、電力供給事業許可保持者は法規に基づくこと。

第 28 条

電力供給事業許可保持者は以下を義務付けられる：

- a. 現行の品質・信頼性基準を満たした電力の供給
- b. 需要家及び住民に対する最良のサービスの提供
- c. 電力安全規定の遵守、及び
- d. 国産品・国内のポテンシャルの優先

第5部 需要家の権利と義務

第29条

- (1) 需要家は以下の権利を有する：
 - a. 最良のサービスを受ける
 - b. 良好な品質と信頼性により、継続的に電力を得る
 - c. 妥当な価格で権利となっている電力を得る
 - d. 電力障害の際、改善のためのサービスを受ける、及び
 - e. 電力売買契約に規定の条件に基づき、電力供給事業許可保持者の操業ミス及び/或いは過失による停電が生じた場合、損害賠償を受ける
- (2) 需要家は以下を義務付けられる：
 - a. 電力の利用によって生じうる危険からの保護
 - b. 需要家所有の電力設備の安全の維持
 - c. 目的に応じた電力の利用
 - d. 電力料金利用請求額の支払い
 - e. 電力分野の技術要件の遵守
- (3) 需要家は、過失により電力供給事業許可保持者に損害を与える場合、その責任を負う。
- (4) (3)項に規定の責任に関する詳細は、大臣規程で定める。

第9章 土地の利用

第30条

- (1) 第27条に規定の権利の履行のために、電力供給事業許可保持者が土地を利用する場合、法規に基づき、地権の補償或いは土地、建物、樹木に対する権利の保持者に対する賠償を行う。
- (2) (1)項に規定の地権の補償は、電力供給事業許可保持者が直接利用する土地と地上の建物・樹木に対してなされるものである。
- (3) (1)項に規定の賠償は、電力供給事業許可保持者が間接的に土地を利用し、送電網が通過することで土地、建物、樹木の経済価値が減少することに対してなされるものである。
- (4) (3)項に規定の賠償計算に関する詳細は政令で定める。
- (5) 電力供給事業許可保持者が利用する土地に、地権者或いは国有地利用者が支配する土地が一部存在する場合、電力供給事業許可保持者は、活動開始前に土地分野の法規に基づき、土地問題を解決することが義務付けられている。
- (6) 電力供給事業許可保持者が利用する土地に種族社会保留地が存在する場合、現地の慣習法の規定に留意しつつ、土地分野の法規に基づき解決する。

第 31 条

第 30 条(1)項に規定の地権の補償或いは賠償義務は、電力供給事業向けの立地許可がすでにあり、補償或いは賠償が済んでいる土地に故意に建物を建てたり、樹木などを植えたりする者に対しては適用されない。

第 32 条

- (1) 第 30 条に規定の地権の補償或いは賠償の決定と支払い手順は法規に基づく。
- (2) 第 30 条に規定の地権の補償或いは賠償は、電力供給事業許可保持者が負担する。

第 10 章 電力販売・電力網賃借価格と電気料金

第 1 部 電力販売・電力網賃借価格

第 33 条

- (1) 電力販売・電力網賃借価格は、健全な事業原理に基づき定められる。
- (2) その権限に応じ、政府或いは地方政府は、電力販売・電力網賃借価格を承認する。
- (3) 電力供給事業許可保持者は、政府或いは地方政府の承認なく、電力販売・電力網賃借価格を適用することが禁じられる。

第 2 部 電気料金

第 34 条

- (1) 政府はその権限に応じ、インドネシア共和国国民議会の承認のもと、需要家向けの電気料金を定める。
- (2) 地方政府はその権限に応じ、政府の定める指針に基づき、地方国民議会の承認のもと、当該地方向けの電気料金を定める。
- (3) 地方政府が(2)項に規定の電気料金を定めることができない場合、政府は、インドネシア共和国国民議会の承認のもと、当該地方向けの電気料金を定める。
- (4) (1)項、(2)項、(3)項に規定の需要家向け電気料金は、国、地方、需要家、電力供給事業者の利害の均衡に留意しつつ、定められる。
- (5) (1)項と(2)項に規定の需要家向け電気料金は、1 事業地域内において、各地方で異なる設定が可能である。

第 35 条

電力供給事業許可保持者は、第 34 条に規定の政府或いは地方政府の決定に基づかない需要家向けの電気料金の適用が禁じられる。

第 36 条

第 33 条及び第 34 条に規定の電力販売・電力網賃借、電気料金に関する詳細規定は、政令で定める。

第 3 部 越境電力売買

第 37 条

電力供給事業許可保持者の実施する越境電力販売は政府の許可に基づく。

第 38 条

越境電力売買は、電力の購入或いは販売を通じて実施できる。

第 39 条

第 38 条に規定の越境電力購入は以下の条件に基づき実施できる：

- a. 現地で電力需要を充足できない
- b. 現地の電力需要充足の補助に限る
- c. 主権、治安、経済開発に関連し、国民と国家の利害を損害しない
- d. 現地の電力供給の質と信頼性の向上のため
- e. 国内の電力供給能力開発をないがしろにしない、及び
- f. 海外からの電力調達の依存を生じさせない

第 40 条

第 38 条に規定の越境電力販売は、以下の場合に実施できる：

- a. 現地及び周辺地域の電力需要が充足されている
- b. 電力販売価格に補助金が含まれていない、及び
- c. 現地の電力供給の質と信頼性を阻害しない

第 41 条

第 37 条から 40 条までに規定の越境電力売買に関する詳細規定は、政令で定める。

第 11 章 環境と技術

第 1 部 環境

第 42 条

各電力事業活動は、環境分野の法規に条件付けられた規定を満たすことが義務付けられている。

第 2 部 技術

第 43 条

電力技術は以下から構成される：

- a. 電力安全
- b. 通信、マルチメディア、情報通信技術用の電力網の利用

第 44 条

- (1) 各電力事業活動は、電力安全規定を遵守することが義務付けられている。
- (2) (1)項に規定の電力安全規定は、以下の状況の実現を目的とする：
 - a. 設備の信頼性と安全
 - b. 人体及びその他の生物に対する安全、及び
 - c. 環境にやさしい
- (3) (1)項に規定の電力安全規定に含まれるのは：
 - a. 電気製品と電気器具の標準化の充足
 - b. 電力設備の保安、及び
 - c. 電気器具の保安
- (4) 稼動する各電力設備は、操業適正認証を有することが義務付けられる。
- (5) 各電気製品と電気器具は、インドネシア国家標準の規定を満たすことが義務付けられる。
- (6) 電力事業における各技術者は、能力認証を有することが義務付けられる。
- (7) (2)項から(6)項に規定の電力安全、操業適正認証、インドネシア国家標準、能力認証に関する規定は政令で定める。

第 45 条

- (1) 通信、マルチメディア、情報通信技術向けの電力網の利用は、電力供給の持続性を阻害しない場合に限り実施できる。
- (2) (1)項に規定の電力網の利用は、電力網所有者の承認がある場合に限り、実施できる。
- (3) (1)項に規定の電力網の利用は、その権限に応じて、政府或いは地方政府からの電力網利用許可に基づき実施する。
- (4) (1)項と(2)項に規定の電力網利用に関する詳細規定は、政令で定める。

第 12 章 育成と監督

第 46 条

- (1) その権限に応じ、政府或いは地方政府は、以下の事項について、電力供給事業の育成と監督を実施する：
 - a. 発電向けのエネルギー源の供給と利用
 - b. 電力供給の充足
 - c. 技術用件の充足

- d. 環境保護の側面の充足
 - e. 国産の物品・サービス利用の優先
 - f. 外国人労働者の利用
 - g. 電力供給の質と信頼性レベルの充足
 - h. 許認可要件の充足
 - i. 電気料金適用、及び
 - j. 電力サポート事業の提供するサービスの質の充足
- (2) (1)項に規定の監督を行う際、政府と地方政府は以下を実施できる：
- a. 現場での監査
 - b. 電力分野の事業実施報告の要請
 - c. 電力分野の事業実施報告の研究と評価、及び
 - d. 許認可規定違反に対する行政罰の供与
- (3) (2)項に規定の技術監督実施の際、政府と地方政府は、電力監査官及び/或いは文民捜査官の補佐を受ける。
- (4) 育成と監督に関する詳細規定は政令で定める。

第 13 章 捜査

第 47 条

- (1) インドネシア共和国国家警察捜査官のほかに、電力分野の任務と責任を有する特定の文民公務員に対し、電力分野の犯罪捜査を行うために、刑法に規定の捜査官としての特権を与える。
- (2) (1)項に規定の文民捜査官の権限は：
- a. 電力事業活動における犯罪に関連する通報や説明の正当性の調査
 - b. 電力事業活動における犯罪の疑いのある各人に対する調査
 - c. 電力事業活動における刑事事件の証人や被疑者の取調べ・捜査
 - d. 電力事業活動における犯罪に利用された疑いのある場所の家宅捜索
 - e. 犯罪に利用された疑いのある電力事業活動設備・インフラの調査と設備の利用の停止
 - f. 犯罪に利用された疑いのある事業活動装置の封印及び/或いは証拠品としての押収
 - g. 電力事業活動における刑事事件捜査に関連して必要な専門家を呼ぶ
 - h. 法規に基づく電力分野の犯罪者の逮捕・拘束
- (3) (1)項に規定の文民捜査官は、法規に基づき、インドネシア共和国国家警察官吏に対し、犯罪事件の捜査開始を通知する。
- (4) (2)項に規定の権限の履行は、法規に基づく。

第 14 章 行政罰

第 48 条

- (1) 第 16 条(3)項、第 17 条(3)項、第 27 条(2)項、第 28 条、第 33 条(3)項、第 35 条、第 37 条、第 42 条、或いは第 45 条(3)項の規定に違反した各人は、以下の行政罰が課される：
 - a. 書面による勧告
 - b. 活動の一時凍結、及び/或いは
 - c. 事業許可取り消し
- (2) (1)項に規定の行政罰は、その権限に応じ、大臣、州知事、或いは県知事/市長が定める。
- (3) (1)項に規定の行政罰適用手順に関する詳細は、政令で定める。

第 15 章 刑事規定

第 49 条

- (1) 第 19 条(2)項に規定の許可なしで公共向けの電力供給事業を行った各人は、最高 3 年の禁固及び最高 20 億ルピアの罰金が科される。
- (2) 第 22 条に規定の操業許可なしで電力供給事業を行った各人は、最高 5 年の禁固及び最高 40 億ルピアの罰金が科される。
- (3) 第 23 条(3)項に規定の政府或いは地方政府からの承認なしで公共向けに利用するための余剰電力を販売した各人は、最高 2 年の禁固及び最高 20 億ルピアの罰金が科される。

第 50 条

- (1) 第 44 条(1)項に規定の電力安全を遵守せず、電力により人の死を招いた各人は、最高 10 年の禁固及び最高 5 億ルピアの罰金が科される。
- (2) (1)項の行為が電力供給事業許可保持者或いは操業許可保持者が実施するもの場合、最高 10 年の禁固及び最高 10 億ルピアの罰金が科される。
- (3) (2)項の罰則に加え、電力供給事業許可保持者或いは操業許可保持者は犠牲者への損害賠償の義務も負う。
- (4) (3)項に規定の損害賠償の決定と支払い手順は法規に基づく。

第 51 条

- (1) 第 44 条(1)項に規定の電力安全を順守せず、電力供給事業の持続性に影響を及ぼす各人は、最高 3 年の禁固及び最高 5 億ルピアの罰金が科される。
- (2) (1)項の行為により、電力が遮断され、住民に損害を及ぼす場合、最高 5 年の禁固及び最高 25 億ルピアの罰金が科される。
- (3) 法に反し、権利ではない電力利用を行う各人は、最高 7 年の禁固及び最高 25 億ルピアの罰金が科される。

第 52 条

- (1) 第 30 条(1)項に規定の土地、建物、樹木に対する権利を有する者に対し、その義務を履行しない電力供給事業実施を行う各人は、最高 5 年の禁固及び最高 30 億ルピアの罰金が科される。
- (2) (1)項の罰則に加え、電力供給事業許可或いは操業許可の取り消しの形で追加の制裁を科することができる。

第 53 条

第 25 条(1)項に規定の許可なく電力サポートサービス事業活動を行う各人は、最高 5 年の禁固及び最高 20 億ルピアの罰金が科される。

第 54 条

- (1) 第 44 条(4)項に規定の操業適正認証なく電力設備の操業を行う各人は、最高 5 年の禁固及び最高 5 億ルピアの罰金が科される。
- (2) 第 44 条(5)項に規定のインドネシア国家基準に基づかない電気製品と電気器具を生産、流通、売買する各人は、最高 5 年の禁固及び最高 50 億ルピアの罰金が科される。

第 55 条

- (1) 第 49 条から第 54 条に規定の犯罪行為を事業体が犯した場合、事業体及び/或いは役員に罰則が科される。
- (2) (1)項に規定の罰則が事業体に科される場合、罰則の最高 3 分の 1 が追加で科される。

第 16 章 移行規定

第 56 条

本法発効時点において、

1. 国家電力公社 (Perum) の国有株式会社 (Persero) への形態移行に関する政令 1994 年 23 号に基づき設立された国有事業体としての PLN は、電力供給事業許可をすでに有しているとみなす。
2. 政府は本法に基づき、2 年以内に 1 項に規定の国有事業体の電力供給事業許可の整備と決定を行う。
3. 法律 1985 年 15 号に基づきすでに発行されている公共目的の電力事業許可、自家用の電力事業許可、電力サポート事業許可は有効期限終了まで引き続き有効。
4. 3 項に規定の法律 1985 年 15 号に基づきすでに発行されている公共目的の電力事業許可、自家用の電力事業許可、電力サポート事業許可は、2 年以内に本法の規定と調整すること。

第 17 章 結びの規定

第 57 条

- (1) 本法発効時点で、電力に関する法律 1985 年 15 号(官報 1985 年 74 号、官報追記 3317 号)は取り消し、無効となる。
- (2) 電力に関する法律 1985 年 15 号に基づきすでにある電力分野の実施規定は、本法に反しない限り、或いは本法に基づき変更ない限り、引き続き有効である。
- (3) 本法の実施規定は本法の法制化から 1 年以内に制定のこと。

第 58 条

本法は法制化の日から発効開始となる。

すべての人に知らしめるため、本法をインドネシア共和国官報に記載する。

年 月 日、ジャカルタにて承認
インドネシア共和国大統領
スシロ・バンバン・ユドヨノ

年 月 日、ジャカルタにて法制化
法務人権大臣
アンディ・マッタラッタ

インドネシア共和国官報 号